

令和6年度しまなみ広域サイクルツーリズム圏域形成促進に係る動向調査委託事業 仕様書

1 事業目的

愛媛・広島両県を結ぶしまなみ海道は、「サイクリストの聖地」として国内外から年間約33万人ものサイクリストが訪れるが、その約6割が尾道市を起点に広島県側のみ走行しているものと推定されるほか、本県側アクセスは、JRを除くと松山空港、松山観光港、東予港（西条市）などの交通結節点が起点となるが、しまなみ海道までの距離がそれぞれ50km程度あり、しまなみ海道へのアクセス者は少数に止まっている。もとより、しまなみ海道をサイクリングする方の大半は、宿泊を伴わない「通過型」かつ、飲食以外の消費が少ない「小消費型」であることから、本県側陸地部への経済効果は僅かとなっている。

こうした現状を打破し、広島県側のみを走行するサイクリストを本県側陸地部に引き込むため、しまなみ海道から交通結節点を有する松山市又は西条市までを数日掛けて周遊する新たな旅のスタイルの提唱及び普及・定着が必要であり、また、本県側陸地部エリア内において、多彩な体験型アクティビティ、宿泊施設等との連携が不可欠である。

そこで本県では、しまなみ海道と隣接する本県側陸地部の交通結節点を結んだエリアを、広域サイクルツーリズム圏域（グレーターしまなみ・えひめ圏域）と設定し、同圏域内での新たな「滞在型」自転車旅の楽しみ方の提唱や普及・定着等を図り、交流人口の拡大・実需の創出に向けて、様々な取組を行ってきたところ。

本調査を実施し、サイクリング観光客の特徴・ニーズや本県側陸地部までサイクリングに来ない原因等を明らかにして、関係者に情報提供することで、本県側陸地部にサイクリストを引き込むための打開策の検討につなげ、本県側エリアにおけるサイクリング観光客の観光消費額の拡大等を目指す。

2 事業期間

契約の日から令和7年3月末まで

3 委託業務

(1) 業務詳細

①対象地域

しまなみ海道周辺エリア(5市町)

(■愛媛県側：松山市・西条市・今治市・上島町 ■広島県側：尾道市)

②調査対象者

愛媛県及び広島県内居住者を除く、過去5年間（令和2年度以降）に、①対象地域の5市町の内、1市町以上をサイクリングしたことがある者

※ただし、日常の移動手段（通勤等）で自転車を利用した者は対象外とする。

③サンプル数

①対象地域（市町）ごとに有効回答数100サンプル以上（計500サンプル以上）とし、可能な限り多くのサンプルを集めること。

※回答率を高めるため、回答者にインセンティブを付与することも可とする。

④調査方法

WEBアンケート

※フォームは日本語のみ作成

⑤調査項目

サイクリング観光客の行動パターン等（利用者の特徴、周遊状況等）について、以下

の内容を中心に調査を行うこと。なお、必要に応じて調査項目を追加等し、より効果的な調査となるよう提案すること。

※具体的なアンケート項目は、当協議会と協議の上決定する。

【主な調査項目】

- 属性（居住地域、性別、年代、同行者の有無等）
- 利用自転車の種別等
 - ・ レンタサイクルもしくはマイバイクの別
 - ・ 車種（ロードバイク、クロスバイク、E-BIKE 等）
- サイクリング内容等
 - ・ サイクリング開始及び終了場所
 - ・ サイクリングでの訪問場所（可能な限り周遊ルートが分かるようにすること）
 - ・ サイクリング開始前に立ち寄った場所（観光地等）の有無等（立ち寄った場所・立ち寄った場所からの移動手段）
 - ・ サイクリング終了後の次の目的地（観光地等）の有無等。（次の目的地・次の目的地までの移動手段）
 - ・ サイクリング旅行中の宿泊の有無（場所を含む）
 - ・ 全体の旅行日数のうち、サイクリング観光に費やした日数（時間）
 - ・ サイクリングでの合計移動距離（細切れの場合、それぞれの距離及び合計距離）
 - ・ サイクリング中の消費額（飲食費、宿泊費等）
 - ・ サイクリングに来た理由及び満足度（満足度の理由含む）
 - ・ サイクリングと組み合わせて楽しんだアクティビティ（有無を含む）
（例：クルージング、キャンプ、釣り、SUP、トレッキング等）
 - ・ サイクリングと組み合わせて楽しみたいアクティビティ
（例：クルージング、キャンプ、釣り、SUP、トレッキング等）
 - ・ 愛媛県側への周遊の有無等（周遊した・しなかった理由等）
※尾道市のみをサイクリングしたことがある者への調査項目
 - ・ 松山市、西条市、上島町までサイクリングしなかった理由
※今治市のみをサイクリングしたことがある者への調査項目
 - ・ サイクリングする際、立ち寄るスポットやアクティビティ、宿泊施設等を選定する際の情報源（HP・SNS・雑誌・友人及び知人等）
 - ・ 本協議会が実施しているデジタルスタンプラリー「しまひめライド」の認知度等
 - ・ JR伊予西条駅から松山駅間で運行されている、自転車をそのまま持ち込めるサイクルトレイン「えひめ・しまなみリントレイン」の認知度等
 - ・ 手ぶらでサイクリングすることができる手荷物配送システムの認知度等
 - ・ 広域レンタサイクル乗り捨てサービスのニーズ

⑥調査結果分析・報告

調査後、外部公開データ等を活用し、サイクリング観光客の周遊ルートやサイクリング観光客の特徴・ニーズ等を総合的に分析すること。

本事業の調査結果及び分析結果について、関係自治体及び事業者へ説明会を実施すること。説明会の実施時期等に関しては、当協議会と協議の上決定する。

※説明会はオンラインを想定

(2) 経費の内訳

運營業務に係る一切の収支を計上すること。

(3) 成果品の提出

受託者は委託業務終了後、下記により速やかに業務実施報告書(様式任意)を提出すること。同報告書には、令和6年度しまなみ広域サイクルツーリズム圏域形成促進に

係る動向調査委託事業を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

- 作成部数 紙媒体 1 部、電子媒体 (DVD-R 等) 1 部
- 提出先 グレーターしまなみ・えひめ推進協議会
(事務局：愛媛県自転車新文化推進課)

4 著作権等の取扱い

(1) 著作権者

著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は、委託者に帰属する。

(2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、委託者が行うものとする。

(3) 権利関係の処理

- ①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。
- ②受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、委託者と受託者で協議のうえ処理することとする。

5 その他留意事項

- ・本仕様書と異なる事項又は本仕様書に定めのない事項であっても、事業目的を達成するために、よりよい手法、技術又はアイデアがあるときは、予算内で可能なものについて、積極的にこれを提案すること。
- ・受託者は事業を進める過程において内容やスケジュールを委託者と十分に協議の上、作業を進めるものとし、作業の進捗状況について随時報告すること。また、複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- ・本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ委託者と協議のうえ処理するものとする。